

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（運輸部門等の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業）

交付要綱 新旧対照表

（赤字の部分は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 （運輸部門等の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業）交付要綱</p> <p>（通則）</p> <p>第1条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（運輸部門等の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業）（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及びその他法令（以下「法令」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>（交付の目的）</p> <p>第2条 この補助金は、第4条第2項各号に規定する事業実施者に対して、同条第1項各号に規定するエネルギー起源二酸化炭</p>	<p style="text-align: center;">二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 （運輸部門の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業）交付要綱</p> <p>（通則）</p> <p>第1条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（運輸部門の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業）（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及びその他法令（以下「法令」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>（交付の目的）</p> <p>第2条 この補助金は、第4条第2項 に規定する事業実施者に対して、同条第1項 に規定するエネルギー起源二酸化炭</p>

素の排出の抑制（再生可能エネルギーの技術開発又は利用及び省エネルギー又は二酸化炭素排出量がより少ない燃料への転換等を行うものに限る。）のための事業であり、かつ経済性の面で自主的取組だけでは進展の速度が緩やかなものについて、当該事業実施者に対し、事業に要する経費の一部を国が補助することにより、脱炭素社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第3条 （略）

（交付の対象等）

第4条 環境大臣（以下「大臣」という。）は、第2条の目的を達成するため、運輸部門等の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業（車両の電動化関連技術を始めとした、運輸分野の脱炭素化に資する先進的な技術・システム等であるものの関係者間の連携や社会受容性等が課題となって社会実装の速度が緩やかなものに関して、当該技術・システム等の社会実装を促進するための開発・実証を行う事業。以下「補助事業」という。）に要する経費のうち、補助金の交付の対象として別表第1の第2欄において大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助金を交付する。ただし、別紙暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象とはしない。

素の排出の抑制（再生可能エネルギーの技術開発又は利用及び省エネルギー又は二酸化炭素排出量がより少ない燃料への転換等を行うものに限る。）のための事業であり、かつ経済性の面で自主的取組だけでは進展の速度が緩やかなものについて、当該事業実施者に対し、事業に要する経費の一部を国が補助することにより、脱炭素社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第3条 （略）

（交付の対象等）

第4条 環境大臣（以下「大臣」という。）は、第2条の目的を達成するため、運輸部門の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業（車両の電動化関連技術を始めとした、運輸分野の脱炭素化に資する先進的な技術・システム等であるものの関係者間の連携や社会受容性等が課題となって社会実装の速度が緩やかなものに関して、当該技術・システム等の社会実装を促進するための開発・実証を行う事業。以下「補助事業」という。）に要する経費のうち、補助金の交付の対象として別表第1の第2欄において大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助金を交付する。ただし、別紙暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象とはしない。

2～6 (略)

第5条～第8条 (略)

(交付の条件)

第9条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 補助事業**事務**の全部若しくはその主たる部分（別表第2第一欄の事務費の区分欄の合計額の50%を超えるものいう）を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、大臣の承認を得たときはこの限りではない。
- 二 補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施する場合は、実施に関する契約を締結し、**様式第5による第三者委託等報告書により大臣に報告しなければならない。ただし、第6条の規定による交付申請時に当該第三者を含んだ補助事業の実施体制を示している場合はこの限りでない。**
- 三 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 四 次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ様式第6による計画変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。なお、補助金の額に変更を伴う場合は、第

2～6 (略)

第5条～第8条 (略)

(交付の条件)

第9条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 補助事業 の全部若しくはその主たる部分（別表第2第一欄の事務費の区分欄の合計額の50%を超えるものいう）を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、大臣の承認を得たときはこの限りではない。
- 二 補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施する場合は、実施に関する契約を締結し、
大臣に報告するとともに、**補助事業の履行体制を遅滞なく公表しなければならない。**
- 三 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 四 次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ様式第5による計画変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。なお、補助金の額に変更を伴う場合は、第

7条に定める手続によるものとする。

ア 補助事業に要する経費の配分（別表第2の第1欄に定める経費ごとの配分をいう。）を変更しようとするとき。ただし、変更前のそれぞれの配分額のいずれか低い額の15%以内の変更を除く。

イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合を除く。

五 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第7による中止（廃止）承認申請書を大臣に提出して承認を受けなければならない。

六 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第8による遅延報告書を大臣に提出して、その指示を受けなければならない。

七 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、大臣の要求があったときは速やかに様式第9による遂行状況報告書を大臣に提出しなければならない。

八 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により補助事業者の名称又は住所の変更が生じたときは、遅滞なく様式第10による名称変更等報告書により大臣に報告しなければならない。

7条に定める手続によるものとする。

ア 補助事業に要する経費の配分（別表第2の第1欄に定める経費ごとの配分をいう。）を変更しようとするとき。ただし、変更前のそれぞれの配分額のいずれか低い額の15%以内の変更を除く。

イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合を除く。

五 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第6による中止（廃止）承認申請書を大臣に提出して承認を受けなければならない。

六 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第7による遅延報告書を大臣に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2か月以内である場合はこの限りでない。

七 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、大臣の要求があったときは速やかに様式第8による遂行状況報告書を大臣に提出しなければならない。

八 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により補助事業者の名称又は住所の変更が生じたときは、遅滞なく様式第9による名称変更等報告書により大臣に報告しなければならない。

九 補助事業の経費については、他の経理と明確に区分して経理し、帳簿及び証拠書類の管理については、次に掲げる方法によるものとする。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした様式第 11 による補助金調書を作成し、当該予算及び決算について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（ 廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日。）の属する年度の終了後 5 年又は第十五号で定める財産を取得した場合は同号の期間が経過するまでの間のいずれか長い期間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（ 廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日。）の属する年度の終了後 5 年間又は第十五号で定める財産を取得した場合は同号の期間が経過するまでの間のいずれか長い期間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

十 大臣は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、補助事業者に対し、その補助事

九 補助事業の経費については、他の経理と明確に区分して経理し、帳簿及び証拠書類の管理については、次に掲げる方法によるものとする。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした様式第 10 による補助金調書を作成し、当該予算及び決算について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日。）の属する年度の終了後 5 年又は第十五号で定める財産を取得した場合は同号の期間が経過するまでの間のいずれか長い期間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日。）の属する年度の終了後 5 年間又は第十五号で定める財産を取得した場合は同号の期間が経過するまでの間のいずれか長い期間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

十 大臣は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、補助事業者に対し、その補助事

業の経理について調査させ報告を求めることができる。

十一 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第 1 1 による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに大臣に報告しなければならない(ただし、当該消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、その限りでない。)

十二～十九 (略)

2～4 (略)

第 10 条～第 11 条 (略)

(実績報告)

第 12 条 補助事業者は、補助事業を完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)したときは、その日から起算して 30 日を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに様式第 14 による完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。なお、第 9 条第 1 項第十五号に定める様式第 13 による取得財産等管理台帳がある場合、当該台帳を併せて提出しなければならない。

2 補助事業の実施期間内において国の会計年度(毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの期間)が終了したときは、翌年度の 4 月 30 日までに様式第 15 による年度終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

3～4 (略)

業の経理について調査させ報告を求めることができる。

十一 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第 1 1 による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに大臣に報告しなければならない(ただし、当該消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、その限りでない。)

十二～十九 (略)

2～4 (略)

第 10 条～第 11 条 (略)

(実績報告)

第 12 条 補助事業者は、補助事業を完了(中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。)したときは、その日から起算して 30 日を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに様式第 1 3 による完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。なお、第 9 条第 1 項第十五号に定める様式第 1 2 による取得財産等管理台帳がある場合、当該台帳を併せて提出しなければならない。

2 補助事業の実施期間内において国の会計年度(毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの期間)が終了したときは、翌年度の 4 月 30 日までに様式第 1 4 による年度終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

3～4 (略)

(補助金の額の確定等)

第 13 条 大臣は、前条第 1 項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第 9 条第四号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第 16 による交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

2～4 (略)

(補助金の支払)

第 14 条 補助金は、前条第 1 項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認める場合においては、財務大臣との協議を経て概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第 17 による精算(概算)払請求書を大臣に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第 15 条 大臣は、第 9 条第 1 項第五号の補助事業の全部若しくは一部の 廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第 8 条第 1 項の交付の決定の

(補助金の額の確定等)

第 13 条 大臣は、前条第 1 項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第 9 条第四号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第 15 による交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

2～4 (略)

(補助金の支払)

第 14 条 補助金は、前条第 1 項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認める場合においては、財務大臣との協議を経て概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第 16 による精算(概算)払請求書を大臣に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第 15 条 大臣は、第 9 条第 1 項第五号の補助事業の全部若しくは一部の **中止若しくは**廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第 8 条第 1 項の交付の決定の

全部又は一部を取り消すことができる。ただし、第四号の場合において、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りではない。

一～五 (略)

2 (略)

3 大臣は、前項の返還を命ずる場合であって、第1項第1号から第3号の規定による交付の決定の取消しである場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、**10.95** パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 (略)

(交付申請等の方法等)

第16条 補助事業者は、第6条の規定に基づく交付の申請、第7条第1項の規定に基づく変更交付の申請、第9条第1項**第2号**の「規定に基づく**第三者委託等の報告**、同項第四号の規定に基づく計画変更の申請、同項第五号の規定に基づく中止又は廃止の申請、同項第六号の規定に基づく事業遅延の報告、同項第七号の規定に基づく状況報告、同項第八号の規定に基づく名称変更等の報告、同項第十一号の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、同項第十五号の規定に基づく財産の処分の承認申請、第10条の規定に基づく申請の取下げ、第12条第1項若しくは第2項の規定に基づく実績報告及び取得財産

全部又は一部を取り消すことができる。ただし、第四号の場合において、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りではない。

一～五 (略)

2 (略)

3 大臣は、前項の返還を命ずる場合であって、第1項第**1**号から第**3**号の規定による交付の決定の取消しである場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、**10.95** パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 (略)

(電子情報処理組織による申請等)

第16条 補助事業者は、第6条の規定に基づく交付の申請、第7条第1項の規定に基づく変更交付の申請、第9条第1項
第四号の規定に基づく計画変更の申請、同項第五号の規定に基づく中止又は廃止の申請、同項第六号の規定に基づく事業遅延の報告、同項第七号の規定に基づく状況報告、同項第八号の規定に基づく名称変更等の報告、同項第十一号の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、同項第十五号の規定に基づく財産の処分の承認申請、第10条の規定に基づく申請の取下げ、第12条第1項若しくは第2項の規定に基づく実績報告及び取得財産

等管理台帳、又は第 14 条第 2 項の規定に基づく支払請求（以下「交付申請等」という。）については、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第 26 条の 2 の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

2 大臣は、前条の規定により行われた交付申請等に係る通知、承認、指示又は命令について、当該通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

3 補助事業者は、交付申請等を行う際に、氏名欄に旧氏を記載することを希望する場合は、旧氏を記載する若しくは現行の氏名に加えて括弧書きで併記することができる。

（情報管理及び秘密保持）

第 17 条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうちその他の第三者の秘密情報については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。

等管理台帳、又は第 14 条第 2 項の規定に基づく支払請求（以下「交付申請等」という。）については、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第 26 条の 2 の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

（電子情報処理組織による通知等）

第 17 条 大臣は、前条の規定により行われた交付申請等に係る通知、承認、指示又は命令について、当該通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

（情報管理及び秘密保持）

第 18 条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうちその他の第三者の秘密情報については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。

3 本条の規定は補助事業完了後（廃止の承認を受けた場合も含む。）も有効とする。

（暴力団排除に関する誓約）

第 18 条 補助事業者は、別紙の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（その他）

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、環境省水・大気環境局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 20 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の規定は、令和 7 年度予算に係る補助金から適用し、令和 6 年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 年 月 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の規定は、令和 8 年度予算に係る

3 本条の規定は補助事業完了後（廃止の承認を受けた場合も含む。）も有効とする。

（暴力団排除に関する誓約）

第 19 条 補助事業者は、別紙の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（その他）

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、環境省水・大気環境局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 20 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の規定は、令和 7 年度予算に係る補助金から適用し、令和 6 年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

補助金から適用し、令和7年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

別表1 (省略)

別表2 (省略)

別表3 (省略)

別表1 (省略)

別表2 (省略)

別表3 (省略)

様式第1の1（第6条関係 民間団体等用）

番 号
令和 年 月 日

環 境 大 臣 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（運輸部門等の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進
事業）交付申請書

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（運輸部門等の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業）交付要綱第6条の規定により上記補助金の交付について下記のとおり申請いたします。

記

様式第1の1（第6条関係 民間団体等用）

識別番号

番 号
令和 年 月 日

環 境 大 臣 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（運輸部門 の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進
事業）交付申請書

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（運輸部門 の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業）交付要綱第6の規定により上記補助金の交付について下記のとおり申請いたします。

記

<p>1 補助事業の目的及び内容 別紙1 実施計画書のとおり</p> <p>2 補助金交付申請額 金 円 (うち消費税及び地方消費税相当額 円)</p> <p>3 補助事業に要する経費 別紙2 経費内訳のとおり</p> <p>4 補助事業の開始及び完了予定年月日 年 月 日 ~ 年 月 日</p> <p>5 その他参考書類</p> <p>6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等 (1) 責任者の所属部署・職名・氏名 (2) 担当者の所属部署・職名・氏名 (3) 連絡先 (電話番号・Eメールアドレス)</p> <p>注1 この申請書には、経理状況説明書(直近の2決算期に関する貸借対照表及び損益計算書)及び定款(申請者が個人の場合は、印鑑証明書の原本及び住民票の原本(いずれも発効後3か月以内のもの))を添付すること。 2 要綱第4条第3項又は第4項の規定に基づき共同で申請する場合は、幹事団体又は代表事業者が申請すること。 3 その他参考資料については、事業ごとに必要となる参考資料、仕様書、見積書及び各種計算書等を添付すること。</p>	<p>1 補助事業の目的及び内容 別紙1 実施計画書のとおり</p> <p>2 補助金交付申請額 金 円 (うち消費税及び地方消費税相当額 円)</p> <p>3 補助事業に要する経費 別紙2 経費内訳のとおり</p> <p>4 補助事業の開始及び完了予定年月日 年 月 日 ~ 年 月 日</p> <p>5 その他参考書類</p> <p>6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等 (1) 責任者の所属部署・職名・氏名 (2) 担当者の所属部署・職名・氏名 (3) 連絡先 (電話番号・Eメールアドレス)</p> <p>注1 この申請書には、経理状況説明書(直近の2決算期に関する貸借対照表及び損益計算書)及び定款(申請者が個人の場合は、印鑑証明書の原本及び住民票の原本(いずれも発効後3か月以内のもの))を添付すること。 2 要綱第4条第3項又は第4項の規定に基づき共同で申請する場合は、幹事団体又は代表事業者が申請すること。 3 その他参考資料については、事業ごとに必要となる参考資料、仕様書、見積書及び各種計算書等を添付すること。</p>
--	--

様式第1の2（第6条関係 地方公共団体用）

番 号
年 月 日

環境大臣 殿

地方公共団体の長

令和 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（運輸部門等の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進
事業）交付申請書

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（運輸部門等の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業）交付要綱第6条の規定により上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
別紙3 実施計画書のとおり
- 2 補助金交付申請額 円
（うち消費税及び地方消費税相当額 円）
- 3 補助事業に要する経費
別紙4 経費内訳のとおり

様式第1の2（第6条関係 地方公共団体用）

識別番号

番 号
年 月 日

環境大臣 殿

地方公共団体の長

令和 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（運輸部門 の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進
事業）交付申請書

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（運輸部門 の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業）交付要綱第6条の規定により上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
別紙3 実施計画書のとおり
- 2 補助金交付申請額 円
（うち消費税及び地方消費税相当額 円）
- 3 補助事業に要する経費
別紙4 経費内訳のとおり

<p>4 歳入歳出予算書（見込書）抜粋 別紙 5</p> <p>5 補助事業の開始及び完了予定年月日 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日</p> <p>6 その他参考資料</p> <p>7 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等 (1) 責任者の所属部署・職名・氏名 (2) 担当者の所属部署・職名・氏名 (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）</p> <p>注1 要綱第4条第5項の規定に基づき共同で申請する場合は、 幹事団体又は代表事業者が申請すること。 2 その他参考資料については、事業ごとに必要となる参考資料、 仕様書、見積書及び各種計算書等を添付すること。</p>	<p>4 歳入歳出予算書（見込書）抜粋 別紙 5</p> <p>5 補助事業の開始及び完了予定年月日 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日</p> <p>6 その他参考資料</p> <p>7 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等 (1) 責任者の所属部署・職名・氏名 (2) 担当者の所属部署・職名・氏名 (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）</p> <p>注1 要綱第4条第5項の規定に基づき共同で申請する場合は、 幹事団体又は代表事業者が申請すること。 2 その他参考資料については、事業ごとに必要となる参考資料、 仕様書、見積書及び各種計算書等を添付すること。</p>
--	--

様式第 2 (第 7 条関係)

番 号
年 月 日

環境大臣 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(運輸部門等の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進
事業) 変更交付申請書

年 月 日付け環水大モ発第 号で交付決定
の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(運輸部
門等の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業)につ
いて、下記のとおり交付申請を変更したいので、二酸化炭素排出
抑制対策事業費等補助金(運輸部門等の脱炭素化に向けた先進的
システム社会実装促進事業) 交付要綱第 7 条第 1 項の規定により
関係書類を添えて申請します。

記

様式第 2 (第 7 条関係)

番 号
年 月 日

環境大臣 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(運輸部門 の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進
事業) 変更交付申請書

年 月 日付け環水大モ発第 号で交付決定
の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(運輸部
門 の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業)につ
いて、下記のとおり交付申請を変更したいので、二酸化炭素排出
抑制対策事業費等補助金(運輸部門 の脱炭素化に向けた先進的
システム社会実装促進事業) 交付要綱第 7 条第 1 項の規定により
関係書類を添えて申請します。

記

<p>1 国庫補助変更申請額</p> <p>2 変更内容</p> <p>3 変更理由 (注) 具体的に記入する。</p> <p>4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等 (1) 責任者の所属部署・職名・氏名 (2) 担当者の所属部署・職名・氏名 (3) 連絡先 (電話番号・Eメールアドレス)</p> <p>注1 1の金額欄の上部に()書きで当初交付決定額を記入する。</p> <p>2 添付書類は、様式第1のそれぞれに準じて変更部分について作成することとし、別紙2については、変更前の金額を上段に()書きし、変更後の金額を下段に記入すること。</p> <p>3 要綱第4条第3項、第4項又は第5項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、幹事団体又は代表事業者が申請すること。</p> <p>4 補助事業者が地方公共団体の場合、補助事業者については、「住所」、「氏名又は名称」及び「代表者の職・氏名」の記載を削除し、「地方公共団体の長」の役職および氏名を記入すること。</p>	<p>1 国庫補助変更申請額</p> <p>2 変更内容</p> <p>3 変更理由 (注) 具体的に記入する。</p> <p>4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等 (1) 責任者の所属部署・職名・氏名 (2) 担当者の所属部署・職名・氏名 (3) 連絡先 (電話番号・Eメールアドレス)</p> <p>注1 1の金額欄の上部に()書きで当初交付決定額を記入する。</p> <p>2 添付書類は、様式第1のそれぞれに準じて変更部分について作成することとし、別紙2については、変更前の金額を上段に()書きし、変更後の金額を下段に記入すること。</p> <p>3 要綱第4条第3項、第4項又は第5項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、幹事団体又は代表事業者が申請すること。</p> <p>4 補助事業者が地方公共団体の場合、補助事業者については、「住所」、「氏名又は名称」及び「代表者の職・氏名」の記載を削除し、「地方公共団体の長」の役職および氏名を記入すること。</p>
--	--

様式第3（第8条関係）

環水大モ発第 号

令和 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（運輸部門等の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進
事業）交付決定通知書

補助事業者

年 月 日付け 第 号で交付申請の
あった 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（運輸部
門等の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業）につ
いては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和
30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条の規定に
より、下記のとおり交付することを決定したので、同法第8条の
規定により通知する。

年 月 日

環 境 大 臣

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、 年
月 日付け第 号交付申請書のとおりである。
- 2 補助金の国庫補助基本額及び補助金の額は次のとおりであ

様式第3（第8条関係）

識別番号

環水大モ発第 号

令和 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（運輸部門 の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進
事業）交付決定通知書

補助事業者

年 月 日付け 第 号で交付申請の
あった 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（運輸部
門 の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業）につ
いては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和
30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条の規定に
より、下記のとおり交付することを決定したので、同法第8条の
規定により通知する。

年 月 日

環 境 大 臣

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、 年
月 日付け第 号交付申請書のとおりである。
- 2 補助金の国庫補助基本額及び補助金の額は次のとおりであ

る。ただし、事業の内容を変更する場合において、国庫補助基本額又は補助金の額が変更される場合は、別に通知するところによる。

国庫補助基本額 金 円 補助金の額
金 円

3 補助対象経費の区分ごとの配分及びこれに対応する補助金の額は、年 月 日付け 第 号交付申請書記載のとおりである。

4 事業内容の変更等特段の事情がない限り、交付を行う補助金の額は、この交付決定額を上限とする。

5 補助事業者は、適正化法、同法施行令（昭和30年政令第255号）及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（運輸部門等の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業）交付要綱（令和6年6月20日環水大モ発第2406202号。以下「交付要綱」という。）に従わなければならない。

6 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は交付決定の通知の日から15日以内とする。

7 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付要綱第5条第1項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税等の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

る。ただし、事業の内容を変更する場合において、国庫補助基本額又は補助金の額が変更される場合は、別に通知するところによる。

国庫補助基本額 金 円 補助金の額
金 円

3 補助対象経費の区分ごとの配分及びこれに対応する補助金の額は、年 月 日付け 第 号交付申請書記載のとおりである。

4 事業内容の変更等特段の事情がない限り、交付を行う補助金の額は、この交付決定額を上限とする。

5 補助事業者は、適正化法、同法施行令（昭和30年政令第255号）及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（運輸部門等の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業）交付要綱（令和6年6月20日環水大モ発第2406202号。以下「交付要綱」という。）に従わなければならない。

6 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は交付決定の通知の日から15日以内とする。

7 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付要綱第5条第1項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税等の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

8 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（運輸部門等の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業）は、政治資金規正法第22条の3第1項による寄付制限の例外（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他の性質上利益を伴わないもの）に該当するものと判断する。

（本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等）

責任者の所属部署・職名・氏名

担当者の所属部署・職名・氏名

連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

8 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（運輸部門等の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業）は、政治資金規正法第22条の3第1項による寄付制限の例外（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他の性質上利益を伴わないもの）に該当するものと判断する。

（本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等）

責任者の所属部署・職名・氏名

担当者の所属部署・職名・氏名

連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

様式第4（第8条関係）

環水大モ発第 号

令和 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（運輸部門等の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進
事業）変更交付決定通知書

補助事業者

年 月 日付け 第 号で変更交付申請のあつた 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（運輸部門等の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業）については、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（運輸部門等の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業）交付要綱（令和6年6月20日環水大モ発第2406202号。以下「交付要綱」という。）第8条の規定により、 年 月 日付け環水大モ発第 号で交付決定した内容を下記のとおり変更することを決定したので通知する。

年 月 日

環 境 大 臣

記

1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、 年 月 日付け 第 号変更交付申請書のとおりであ

様式第4（第8条関係）

環水大モ発第 号

令和 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（運輸部門 の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進
事業）変更交付決定通知書

補助事業者

年 月 日付け 第 号で変更交付申請のあつた 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（運輸部門 の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業）については、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（運輸部門 の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業）交付要綱（令和6年6月20日環水大モ発第2406202号。以下「交付要綱」という。）第8条の規定により、 年 月 日付け環水大モ発第 号で交付決定した内容を下記のとおり変更することを決定したので通知する。

年 月 日

環 境 大 臣

記

1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、 年 月 日付け 第 号変更交付申請書のとおりであ

る。

2 変更後の国庫補助基本額及び補助金の額は、次のとおりである。

変更前国庫補助基本額	金	円	変更前補助金	の額	金	円
変更後国庫補助基本額	金	円	変更後補助金	の額	金	円
増減額	金	円	増減額	金	円	

3 補助対象経費の区分ごとの配分及びこれに対応する変更後の補助金の額は、年 月 日付け 第 号変更交付申請書記載のとおりである。

4 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、交付要綱及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（運輸部門等の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業）実施要領（令和6年6月20日環水大モ発第2406203号）に従わなければならない。

5 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることができる期限は交付決定の通知の日から15日以内とする。

6 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付要

る。

2 変更後の国庫補助基本額及び補助金の額は、次のとおりである。

変更前国庫補助基本額	金	円	変更前補助金	の額	金	円
変更後国庫補助基本額	金	円	変更後補助金	の額	金	円
増減額	金	円	増減額	金	円	

3 補助対象経費の区分ごとの配分及びこれに対応する変更後の補助金の額は、年 月 日付け 第 号変更交付申請書記載のとおりである。

4 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、交付要綱及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（運輸部門等の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業）実施要領（令和6年6月20日環水大モ発第2406203号）に従わなければならない。

5 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることができる期限は交付決定の通知の日から15日以内とする。

6 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付要

綱第5条第1項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

7 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（運輸部門等の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業）は、政治資金規正法第22条の3第1項による寄付制限の例外（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他の性質上利益を伴わないもの）に該当するものと判断する。

（本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等）

責任者の所属部署・職名・氏名

担当者の所属部署・職名・氏名

連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

綱第5条第1項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

7 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（運輸部門の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業）は、政治資金規正法第22条の3第1項による寄付制限の例外（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他の性質上利益を伴わないもの）に該当するものと判断する。

（本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等）

責任者の所属部署・職名・氏名

担当者の所属部署・職名・氏名

連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

様式第5（第9条第1項第二号関係）

（新設）

番 号
年 月 日

環 境 大 臣 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（運輸部門等の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進
事業）第三者委託等報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（運輸部門等の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業）の一部を第三者に委託等したいので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金交付要綱第9条第1項第二号の規定により下記のとおり報告いたします。

記

1 補助事業に要する経費 金 円

(うち消費税及び地方消費税相当額 円)

2 委託等を行う相手方の商号又は名称及び住所

3 委託等を行う業務の範囲、内容

4 委託等が必要となる理由

5 委託等を行う相手方について選定した理由、選定方法

6 委託等を行う事業に要する経費 金 円
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)

7 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

(1) 責任者の所属部署・職名・氏名・連絡先(電話番号・Eメールアドレス)

(2) 担当者の所属部署・職名・氏名・連絡先(電話番号・Eメールアドレス)

様式第 6 (第 9 条第 1 項第四号関係)

番 号
年 月 日

環境大臣 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(運輸部門等の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進
事業) 計画変更承認申請書

年 月 日付け環水大モ発第 号で交付決
定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (運
輸部門等の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事
業) の計画を下記のとおり変更したいので、二酸化炭素排出抑
制対策事業費等補助金 (運輸部門等の脱炭素化に向けた先進的
システム社会実装促進事業) 交付要綱第 9 条第 1 項第四号の規
定により関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の内容

様式第 5 (第 9 条第 1 項第四号関係)

番 号
年 月 日

環境大臣 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(運輸部門 の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進
事業) 計画変更承認申請書

年 月 日付け環水大モ発第 号で交付決
定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (運
輸部門 の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事
業) の計画を下記のとおり変更したいので、二酸化炭素排出抑
制対策事業費等補助金 (運輸部門 の脱炭素化に向けた先進的
システム社会実装促進事業) 交付要綱第 9 条第 1 項第四号の規
定により関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の内容

<p>2 変更を必要とする理由</p> <p>3 変更が補助事業に及ぼす影響</p> <p>4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等 (1) 責任者の所属部署・職名・氏名 (2) 担当者の所属部署・職名・氏名 (3) 連絡先 (電話番号・Eメールアドレス)</p> <p>注1 事業の内容を変更する場合にあつては、様式第1の別紙1又は別紙3に変更後の内容を記入して添付すること。 2 経費の配分を変更する場合にあつては、様式第1の別紙2又は別紙4に変更前の金額を上段に()書きし、変更後の金額を下段に記入して添付すること。 3 要綱第4条第3項、第4項又は第5項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、幹事団体又は代表事業者が申請すること。 4 補助事業者が地方公共団体の場合、補助事業者については、「住所」、「氏名又は名称」及び「代表者の職・氏名」の記載を削除し、「地方公共団体の長」の役職および氏名を記入すること。</p>	<p>2 変更を必要とする理由</p> <p>3 変更が補助事業に及ぼす影響</p> <p>4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等 (1) 責任者の所属部署・職名・氏名 (2) 担当者の所属部署・職名・氏名 (3) 連絡先 (電話番号・Eメールアドレス)</p> <p>注1 事業の内容を変更する場合にあつては、様式第1の別紙1又は別紙3に変更後の内容を記入して添付すること。 2 経費の配分を変更する場合にあつては、様式第1の別紙2又は別紙4に変更前の金額を上段に()書きし、変更後の金額を下段に記入して添付すること。 3 要綱第4条第3項、第4項又は第5項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、幹事団体又は代表事業者が申請すること。 4 補助事業者が地方公共団体の場合、補助事業者については、「住所」、「氏名又は名称」及び「代表者の職・氏名」の記載を削除し、「地方公共団体の長」の役職および氏名を記入すること。</p>
--	--

様式第 7 (第 9 条第 1 項第五号関係)

番 号
年 月 日

環境大臣 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(運輸部門等の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進
事業) 中止 (廃止) 承認申請書

年 月 日付け環水大モ発第 号で交付決定
の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (運輸部
門等の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業) を下
記のとおり中止 (廃止) したいので、二酸化炭素排出抑制対策事
業費等補助金 (運輸部門等の脱炭素化に向けた先進的システム社
会実装促進事業) 交付要綱第 9 条第 1 項第五号の規定により関係
書類を添えて申請します。

様式第 6 (第 9 条第 1 項第五号関係)

番 号
年 月 日

環境大臣 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(運輸部門 の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進
事業) 中止 (廃止) 承認申請書

年 月 日付け環水大モ発第 号で交付決定
の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (運輸部
門 の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業) を下
記のとおり中止 (廃止) したいので、二酸化炭素排出抑制対策事
業費等補助金 (運輸部門等の脱炭素化に向けた先進的システム社
会実装促進事業) 交付要綱第 9 条第 1 項第五号の規定により関係
書類を添えて申請します。

記

- 1 中止（廃止）を必要とする理由
- 2 中止（廃止）の予定年月日
- 3 中止（廃止）が補助事業に及ぼす影響
- 4 中止（廃止）後の措置
- 5 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
 - (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
 - (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

注1 中止（廃止）までに実施した事業の内容を記載した書類及び様式第1の別紙2又は別紙4に交付決定額を上段に（ ）書きし、中止（廃止）時の実施見込額を下段に記入した書類を添付すること。

- 2 要綱第4条第3項、第4項又は第5項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、幹事団体又は代表事業者が申請すること。
- 3 補助事業者が地方公共団体の場合、補助事業者については、「住所」、「氏名又は名称」及び「代表者の職・氏名」の記

記

- 1 中止（廃止）を必要とする理由
- 2 中止（廃止）の予定年月日
- 3 中止（廃止）が補助事業に及ぼす影響
- 4 中止（廃止）後の措置
- 5 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
 - (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
 - (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

注1 中止（廃止）までに実施した事業の内容を記載した書類及び様式第1の別紙2又は別紙4に交付決定額を上段に（ ）書きし、中止（廃止）時の実施見込額を下段に記入した書類を添付すること。

- 2 要綱第4条第3項、第4項又は第5項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、幹事団体又は代表事業者が申請すること。
- 3 補助事業者が地方公共団体の場合、補助事業者については、「住所」、「氏名又は名称」及び「代表者の職・氏名」の記

載を削除し、「地方公共団体の長」の役職および氏名を記入すること。

載を削除し、「地方公共団体の長」の役職および氏名を記入すること。

様式第 8 (第 9 条第 1 項第六号関係)

番 号
年 月 日

環境大臣 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(運輸部門等の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進
事業) 遅延報告書

年 月 日付け環水大モ発第 号で交付決定
の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(運輸部
門等の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業)の遅
延について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(運輸部門
等の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業) 交付要
綱第 9 条第 1 項第六号の規定により下記のとおり指示を求めま
す。

様式第 7 (第 9 条第 1 項第六号関係)

番 号
年 月 日

環境大臣 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(運輸部門 の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進
事業) 遅延報告書

年 月 日付け環水大モ発第 号で交付決定
の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(運輸部
門 の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業)の遅
延について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(運輸部門
の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業) 交付要綱
第 9 条第 1 項第六号の規定により下記のとおり指示を求めます。

記

- 1 遅延の原因及び内容
- 2 遅延に係る金額
- 3 遅延に対して採った措置
- 4 遅延等が補助事業に及ぼす影響
- 5 補助事業の実施予定及び完了予定年月日
- 6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
 - (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
 - (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

注1 事業の進捗状況を示した工程表を、当初と変更後を対比できるように作成し添付すること。

2 要綱第4条第3項、第4項又は第5項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、幹事団体又は代表事業者が報告すること。

3 補助事業者が地方公共団体の場合、補助事業者については、「住所」、「氏名又は名称」及び「代表者の職・氏名」の

記

- 1 遅延の原因及び内容
- 2 遅延に係る金額
- 3 遅延に対して採った措置
- 4 遅延等が補助事業に及ぼす影響
- 5 補助事業の実施予定及び完了予定年月日
- 6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
 - (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
 - (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

注1 事業の進捗状況を示した工程表を、当初と変更後を対比できるように作成し添付すること。

2 要綱第4条第3項、第4項又は第5項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、幹事団体又は代表事業者が報告すること。

3 補助事業者が地方公共団体の場合、補助事業者については、「住所」、「氏名又は名称」及び「代表者の職・氏名」の

記載を削除し、「地方公共団体の長」の役職および氏名を記入すること。

記載を削除し、「地方公共団体の長」の役職および氏名を記入すること。

様式第 9 (第 9 条第 1 項第七号関係)

番 号
年 月 日

環境大臣 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(運輸部門等の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進
事業) 遂行状況報告書

年 月 日付け環水大モ発第 号で交付決定
の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(運輸部
門等の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業)の遂
行状況について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(運輸
部門等の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業)交
付要綱第 9 条第 1 項第七号の規定により下記のとおり報告しま
す。

様式第 8 (第 9 条第 1 項第七号関係)

番 号
年 月 日

環境大臣 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(運輸部門 の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進
事業) 遂行状況報告書

年 月 日付け環水大モ発第 号で交付決定
の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(運輸部
門 の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業)の遂
行状況について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(運輸
部門 の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業)交
付要綱第 9 条第 1 項第七号の規定により下記のとおり報告しま
す。

記

補助対象経費の区分	交付決定額(円)	実施額(円)	遂行状況
合計			

(本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等)

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先 (電話番号・Eメールアドレス)

注1 要綱第4条第3項、第4項又は第5項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、幹事団体又は代表事業者が報告すること。

- 2 補助事業者が地方公共団体の場合、補助事業者については、「住所」、「氏名又は名称」及び「代表者の職・氏名」の記載を削除し、「地方公共団体の長」の役職および氏名を記入すること。

記

補助対象経費の区分	交付決定額(円)	実施額(円)	遂行状況
合計			

(本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等)

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先 (電話番号・Eメールアドレス)

注1 要綱第4条第3項、第4項又は第5項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、幹事団体又は代表事業者が報告すること。

- 2 補助事業者が地方公共団体の場合、補助事業者については、「住所」、「氏名又は名称」及び「代表者の職・氏名」の記載を削除し、「地方公共団体の長」の役職および氏名を記入すること。

様式第 10 (第 9 条第 1 項第八号関係)

番 号
年 月 日

環 境 大 臣 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(運輸部門等の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進
事業) 名称変更等報告書

令和 年 月 日付け 第 号で二酸化
炭素排出抑制対策事業費等補助金(運輸部門等の脱炭素化に向け
た先進的システム社会実装促進事業)の交付決定の通知を受けた
ところ、当社は下記のとおり名称変更等したので、二酸化炭素排
出抑制対策事業費等補助金(運輸部門等の脱炭素化に向けた先進
的システム社会実装促進事業)交付要綱第 9 条第 1 項第八号の規
定により関係書類を添えて報告します。

記

様式第 11 (第 9 条第 1 項第八号関係)

番 号
年 月 日

環 境 大 臣 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(運輸部門 の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進
事業) 名称変更等報告書

令和 年 月 日付け 第 号で二酸化
炭素排出抑制対策事業費等補助金(運輸部門 の脱炭素化に向け
た先進的システム社会実装促進事業)の交付決定の通知を受けた
ところ、当社は下記のとおり名称変更等したので、二酸化炭素排
出抑制対策事業費等補助金(運輸部門 の脱炭素化に向けた先進
的システム社会実装促進事業)交付要綱第 9 条第 1 項第八号の規
定により関係書類を添えて報告します。

記

<p>1 変更前後の名称</p> <p>2 変更前後の住所</p> <p>3 変更年月日</p> <p>4 変更に至った経緯</p> <p>5 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等</p> <p>(1) 責任者の所属部署・職名・氏名</p> <p>(2) 担当者の所属部署・職名・氏名</p> <p>(3) 連絡先 (電話番号・E メールアドレス)</p> <p>注 本報告に当たっては、変更後の法人登記簿を添付すること。</p>	<p>1 変更前後の名称</p> <p>2 変更前後の住所</p> <p>3 変更年月日</p> <p>4 変更に至った経緯</p> <p>5 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等</p> <p>(1) 責任者の所属部署・職名・氏名</p> <p>(2) 担当者の所属部署・職名・氏名</p> <p>(3) 連絡先 (電話番号・E メールアドレス)</p> <p>注 本報告に当たっては、変更後の法人登記簿を添付すること。</p>
---	---

様式第11 (第9条第1項第九号関係)

令和 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (運輸部門等の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業) 調査
(地方公共団体名:)

環境省所管

(単位: 円)

国	地 方 公 共 団 体				出 考							
	入		出									
	歳 入	歳 出	うち国庫補助金相当額	うち国庫補助金相当額								
歳出予算科目	交付決定の額	補助率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	翌年度繰越額	うち国庫補助金相当額

- (注1) 1. 事業区分が複数にわたる場合は、事業区分ごとに分けて記入し、その事業区分を「備考」欄に記入する。
 2. 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目を記入する。(項: エネルギー供給構造高度化対策費 目: 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金)
 3. 「地方公共団体」の科目は、歳入にあっては、款、項、目、節を、歳出にあっては、款、項、目をそれぞれ記入する。
 4. 「予算現額」は、歳入にあっては、当初予算額、補正予算額、補正予算額、補正予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記入する。
 5. 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入する。
 6. 補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調査の作成は、本表に準ずること。
 この場合において、地方公共団体の歳入の「科目」に「前年度繰越分」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下段に国庫補助金額を内書()をもって付記する。
 (注2) 請負契約その他の契約を締結したときは①予定価格見積調査又はこれにかかわるべき書類、②競争公告又はこれにかかわるべき書類、③入札書及び入札経過調査又はこれにかかわるべき書類、④契約書又はこれにかかわるべき書類(工事請負契約書には当該工事の仕様書及び見積明細書を添付しておくものとする。)等の関係書類を補助事業の完了の日(中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日。)の属する年度の終了後5年又は要綱第9条第十五号で定める財産を取得した場合の期間が経過するまでの間のいずれか長い期間、整理保存しておくものとする。

様式第10 (第9条第1項第九号関係)

令和 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (運輸部門 の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業) 調査
(地方公共団体名:)

環境省所管

(単位: 円)

国	地 方 公 共 団 体				出 考							
	入		出									
	歳 入	歳 出	うち国庫補助金相当額	うち国庫補助金相当額								
歳出予算科目	交付決定の額	補助率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	翌年度繰越額	うち国庫補助金相当額

- (注1) 1. 事業区分が複数にわたる場合は、事業区分ごとに分けて記入し、その事業区分を「備考」欄に記入する。
 2. 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目を記入する。(項: エネルギー供給構造高度化対策費 目: 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金)
 3. 「地方公共団体」の科目は、歳入にあっては、款、項、目、節を、歳出にあっては、款、項、目をそれぞれ記入する。
 4. 「予算現額」は、歳入にあっては、当初予算額、補正予算額、補正予算額、補正予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記入する。
 5. 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入する。
 6. 補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調査の作成は、本表に準ずること。
 この場合において、地方公共団体の歳入の「科目」に「前年度繰越分」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下段に国庫補助金額を内書()をもって付記する。
 (注2) 請負契約その他の契約を締結したときは①予定価格見積調査又はこれにかかわるべき書類、②競争公告又はこれにかかわるべき書類、③入札書及び入札経過調査又はこれにかかわるべき書類、④契約書又はこれにかかわるべき書類(工事請負契約書には当該工事の仕様書及び見積明細書を添付しておくものとする。)等の関係書類を補助事業の完了の日(中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日。)の属する年度の終了後5年又は要綱第9条第十五号で定める財産を取得した場合の期間が経過するまでの間のいずれか長い期間、整理保存しておくものとする。

様式第 12 (第 9 条第 1 項第十一号関係)

番 号
年 月 日

環境大臣 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け環水大モ発第 号で交付決定
の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（運輸部
門等の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業）につ
いて、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（運輸部門等の脱
炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業）交付要綱第 9
条第 1 項第十一号の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 補助金額（要綱第 1 3 条第 1 項による額の確定額）
金 円

様式第 11 (第 9 条第 1 項第十一号関係)

番 号
年 月 日

環境大臣 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け環水大モ発第 号で交付決定
の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（運輸部
門 の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業）につ
いて、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（運輸部門 の脱
炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業）交付要綱第 9
条第 1 項第十一号の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 補助金額（要綱第 1 3 条第 1 項による額の確定額）
金 円

<p>2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額</p> <p style="text-align: right;">金 円</p> <p>3 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等</p> <p>(1) 責任者の所属部署・職名・氏名</p> <p>(2) 担当者の所属部署・職名・氏名</p> <p>(3) 連絡先 (電話番号・Eメールアドレス)</p> <p>注1 別紙として積算の内容を添付すること。</p> <p>2 要綱第4条第3項、第4項又は第5項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、幹事団体又は代表事業者が報告すること。</p> <p>3 補助事業者が地方公共団体の場合、補助事業者については、「住所」、「氏名又は名称」及び「代表者の職・氏名」の記載を削除し、「地方公共団体の長」の役職および氏名を記入すること。</p>	<p>2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額</p> <p style="text-align: right;">金 円</p> <p>3 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等</p> <p>(1) 責任者の所属部署・職名・氏名</p> <p>(2) 担当者の所属部署・職名・氏名</p> <p>(3) 連絡先 (電話番号・Eメールアドレス)</p> <p>注1 別紙として積算の内容を添付すること。</p> <p>2 要綱第4条第3項、第4項又は第5項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、幹事団体又は代表事業者が報告すること。</p> <p>3 補助事業者が地方公共団体の場合、補助事業者については、「住所」、「氏名又は名称」及び「代表者の職・氏名」の記載を削除し、「地方公共団体の長」の役職および氏名を記入すること。</p>
--	--

様式第 13 (第 9 条第 1 項第十五号関係)

取得財産等管理台帳 (令和 年度)

財産名 (備品等名)	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得年 月日	耐用年 数	整備又 は 保管場 所

1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(運輸部門等の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業)交付要綱第 9 条第 1 項第十五号に規定する処分制限額以上の財産とする。

様式第 12 (第 9 条第 1 項第十五号関係)

取得財産等管理台帳 (令和 年度)

財産名 (備品等名)	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得年 月日	耐用年 数	整備又 は 保管場 所

1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(運輸部門の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業)交付要綱第 9 条第 1 項第十五号に規定する処分制限額以上の財産とする。

2 数量は、同一規格等であれば一括して記入して差し支えない。単価が異なる場合は、分割して記入すること。

3 単価は、設備の取得に係る経費（以下「設備取得費」という。）と設備取得費以外の経費（据付費、測量及び試験費、事務費等をいう。以下「諸経費」という。）の合計額とする。ただし、2つ以上の設備を整備する場合で諸経費がいずれの設備取得費に係るものか明らかでない場合は、設備取得費の比率で当該諸経費を按分し、算出する。

4 取得年月日は、検収年月日を記入すること。

（本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等）

責任者の所属部署・職名・氏名

担当者の所属部署・職名・氏名

連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

2 数量は、同一規格等であれば一括して記入して差し支えない。単価が異なる場合は、分割して記入すること。

3 単価は、設備の取得に係る経費（以下「設備取得費」という。）と設備取得費以外の経費（据付費、測量及び試験費、事務費等をいう。以下「諸経費」という。）の合計額とする。ただし、2つ以上の設備を整備する場合で諸経費がいずれの設備取得費に係るものか明らかでない場合は、設備取得費の比率で当該諸経費を按分し、算出する。

4 取得年月日は、検収年月日を記入すること。

（本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等）

責任者の所属部署・職名・氏名

担当者の所属部署・職名・氏名

連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

様式第 14 の 1 (第 12 条関係 民間団体等用)

番 号
年 月 日

環境大臣 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(運輸部門等の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進
事業) 完了実績報告書

年 月 日付け環水大モ発第 号で交付決定
の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(運輸部
門等の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業)を完
了(中止・廃止)しましたので、二酸化炭素排出抑制対策事業費
等補助金(運輸部門等の脱炭素化に向けた先進的システム社会実
装促進事業)交付要綱第 12 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり
報告します。

記

1 補助金の交付決定額及び交付決定年月日

様式第 13 の 1 (第 12 条関係 民間団体等用)

番 号
年 月 日

環境大臣 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(運輸部門 の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進
事業) 完了実績報告書

年 月 日付け環水大モ発第 号で交付決定
の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(運輸部
門 の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業)を完
了(中止・廃止)しましたので、二酸化炭素排出抑制対策事業費
等補助金(運輸部門 の脱炭素化に向けた先進的システム社会実
装促進事業)交付要綱第 12 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり
報告します。

記

1 補助金の交付決定額及び交付決定年月日

<p style="text-align: center;">金 円 (年 月 日 環 水大モ発第 号) (うち消費税及び地方消費税相当額 円)</p> <p>2 補助事業の実施状況 別紙1 実施報告書のとおり</p> <p>3 補助金の経費収支実績 別紙2 経費所要額精算調書のとおり</p> <p>4 補助事業の実施期間 年 月 日 ~ 年 月 日</p> <p>5 添付資料 (1) 完成図書 (各種手続等に係る書面の写しを含む。) (2) 写真 (工程等が分かるもの) (3) その他参考資料 (領収書等含む。)</p> <p>6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等 (1) 責任者の所属部署・職名・氏名 (2) 担当者の所属部署・職名・氏名 (3) 連絡先 (電話番号・Eメールアドレス)</p>	<p style="text-align: center;">金 円 (年 月 日 環 水大モ発第 号) (うち消費税及び地方消費税相当額 円)</p> <p>2 補助事業の実施状況 別紙1 実施報告書のとおり</p> <p>3 補助金の経費収支実績 別紙2 経費所要額精算調書のとおり</p> <p>4 補助事業の実施期間 年 月 日 ~ 年 月 日</p> <p>5 添付資料 (1) 完成図書 (各種手続等に係る書面の写しを含む。) (2) 写真 (工程等が分かるもの) (3) その他参考資料 (領収書等含む。)</p> <p>6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等 (1) 責任者の所属部署・職名・氏名 (2) 担当者の所属部署・職名・氏名 (3) 連絡先 (電話番号・Eメールアドレス)</p>
---	---

注 要綱第4条第3項又は第4項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、幹事団体又は代表事業者が報告すること。

注 要綱第4条第3項又は第4項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、幹事団体又は代表事業者が報告すること。

様式第 14 の 2 (第 12 条関係 地方公共団体用)

番 号
年 月 日

環境大臣 殿

地方公共団体の長

令和 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(運輸部門等の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進
事業) 完了実績報告書

年 月 日付け環水大モ発第 号で交付決定
の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(運輸部
門等の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業)を完
了(中止・廃止)しましたので、二酸化炭素排出抑制対策事業費
等補助金(運輸部門等の脱炭素化に向けた先進的システム社会実
装促進事業)交付要綱第 12 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり
報告します。

記

1 補助金の交付決定額及び交付決定年月日

金 円(年 月 日環
水大モ発第 号)

(うち消費税及び地方消費税相当額

様式第 13 の 2 (第 12 条関係 地方公共団体用)

番 号
年 月 日

環境大臣 殿

地方公共団体の長

令和 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(運輸部門 の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進
事業) 完了実績報告書

年 月 日付け環水大モ発第 号で交付決定
の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(運輸部
門 の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業)を完
了(中止・廃止)しましたので、二酸化炭素排出抑制対策事業費
等補助金(運輸部門 の脱炭素化に向けた先進的システム社会実
装促進事業)交付要綱第 12 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり
報告します。

記

1 補助金の交付決定額及び交付決定年月日

金 円(年 月 日環
水大モ発第 号)

(うち消費税及び地方消費税相当額

円)

2 補助事業の実施状況

別紙3 実施報告書のとおり

3 補助金の経費収支実績

別紙4 経費所要額精算調書のとおり

4 歳入歳出決算書（見込書）抜粋

別紙5

5 補助事業の実施期間

年 月 日 ～ 年 月 日

6 添付資料

(1) 完成図書（各種手続等に係る書面の写しを含む。）

(2) 写真（工程等が分かるもの）

(3) その他参考資料（領収書等含む。）

7 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

(1) 責任者の所属部署・職名・氏名

(2) 担当者の所属部署・職名・氏名

(3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

円)

2 補助事業の実施状況

別紙3 実施報告書のとおり

3 補助金の経費収支実績

別紙4 経費所要額精算調書のとおり

4 歳入歳出決算書（見込書）抜粋

別紙5

5 補助事業の実施期間

年 月 日 ～ 年 月 日

6 添付資料

(1) 完成図書（各種手続等に係る書面の写しを含む。）

(2) 写真（工程等が分かるもの）

(3) その他参考資料（領収書等含む。）

7 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

(1) 責任者の所属部署・職名・氏名

(2) 担当者の所属部署・職名・氏名

(3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

注 要綱第4条第5項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、幹事団体又は代表事業者が報告すること。

注 要綱第4条第5項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、幹事団体又は代表事業者が報告すること。

様式第15（第12条第2項関係）

番 号
年 月 日

環境大臣 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（運輸部門等の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進
事業）年度終了実績報告書

年 月 日付け環水大モ発第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（運輸部門等の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業）の 年度における実績について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（運輸部門等の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業）交付要綱第12条第2項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 補助金の交付決定額及び交付決定年月日
金 円（ 年 月
日環水大モ発第 号）
（うち消費税及び地方消費税相当額

様式第14（第12条第2項関係）

番 号
年 月 日

環境大臣 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（運輸部門 の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進
事業）年度終了実績報告書

年 月 日付け環水大モ発第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（運輸部門 の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業）の 年度における実績について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（運輸部門 の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業）交付要綱第12条第2項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 補助金の交付決定額及び交付決定年月日
金 円（ 年 月
日環水大モ発第 号）
（うち消費税及び地方消費税相当額

<p>円)</p> <p>2 補助事業の実施状況</p> <p>※1 繰越承認を受けた場合は、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を含む。</p> <p>※2 申請書と異なる状況を記載すること</p> <p>3 補助金の経費所要額実績収支実績</p> <p>別紙のとおり</p> <p>4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等</p> <p>(1) 責任者の所属部署・職名・氏名</p> <p>(2) 担当者の所属部署・職名・氏名</p> <p>(3) 連絡先 (電話番号・Eメールアドレス)</p> <p>注1 要綱第4条第3項、第4項又は第5項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、幹事団体又は代表事業者が報告すること。</p> <p>2 補助事業者が地方公共団体の場合、補助事業者については、「住所」、「氏名又は名称」及び「代表者の職・氏名」の記載を削除し、「地方公共団体の長」の役職および氏名を記入すること。</p>	<p>円)</p> <p>2 補助事業の実施状況</p> <p>※1 繰越承認を受けた場合は、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を含む。</p> <p>※2 申請書と異なる状況を記載すること</p> <p>3 補助金の経費所要額実績収支実績</p> <p>別紙のとおり</p> <p>4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等</p> <p>(1) 責任者の所属部署・職名・氏名</p> <p>(2) 担当者の所属部署・職名・氏名</p> <p>(3) 連絡先 (電話番号・Eメールアドレス)</p> <p>注1 要綱第4条第3項、第4項又は第5項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、幹事団体又は代表事業者が報告すること。</p> <p>2 補助事業者が地方公共団体の場合、補助事業者については、「住所」、「氏名又は名称」及び「代表者の職・氏名」の記載を削除し、「地方公共団体の長」の役職および氏名を記入すること。</p>
--	--

様式第 16 (第 13 条関係)

環水大モ発第 号

令和 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(運輸部門等の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進
事業) 交付額確定通知書

補助事業者

年 月 日付け環水大モ発第 号で交付決定
した 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(運輸部門
等の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業)につい
ては、年 月 日付け 第 号の完了実績報告
書に基づき、下記のとおり交付額を確定したので、補助金等に係
る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号。
以下「適正化法」という。)第 15 条の規定により通知する。

年 月 日

様式第 15 (第 13 条関係)

環水大モ発第 号

令和 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(運輸部門 の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進
事業) 交付額確定通知書

補助事業者

年 月 日付け環水大モ発第 号で交付決定
した 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(運輸部門
の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業)につい
ては、年 月 日付け 第 号の完了実績報告書
に基づき、下記のとおり交付額を確定したので、補助金等に係
る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号。
以下「適正化法」という。)第 15 条の規定により通知する。

年 月 日

環 境 大 臣

記

確 定 額 金 円

(本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等)

責任者の所属部署・職名・氏名

担当者の所属部署・職名・氏名

連絡先 (電話番号・E メールアドレス)

注 超過交付額が生じた場合、次の通知を上記通知文に追加すること。

なお、超過交付となった金 円については、適正化
法第 18 条第 2 項の規定により 年 月 日までに返
還することを命ずる。

環 境 大 臣

記

確 定 額 金 円

(本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等)

責任者の所属部署・職名・氏名

担当者の所属部署・職名・氏名

連絡先 (電話番号・E メールアドレス)

注 超過交付額が生じた場合、次の通知を上記通知文に追加すること。

なお、超過交付となった金 円については、適正化
法第 18 条第 2 項の規定により 年 月 日までに返
還することを命ずる。

様式第 17 (第 14 条関係)

番 号
年 月 日

環境大臣 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(運輸部門等の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進
事業) 精算 (概算) 払請求書

年 月 日付け環水大モ発第 号で交付額確定 (交付決定) の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (運輸部門等の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業) の精算払 (概算払) を受けたいので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (運輸部門等の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業) 交付要綱第 14 条第 2 項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

様式第 16 (第 14 条関係)

番 号
年 月 日

環境大臣 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(運輸部門 の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進
事業) 精算 (概算) 払請求書

年 月 日付け環水大モ発第 号で交付額確定 (交付決定) の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (運輸部門 の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業) の精算払 (概算払) を受けたいので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (運輸部門 の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業) 交付要綱第 14 条第 2 項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 請求金額の内訳

(概算払の場合)

(単位：円)

補助対象 経費区分	交付 決定 額 ①	支出費 用状況			概算払 受領済額 ⑤	差引 請求 額 ④ -⑤
		実 績額 ②	見 込額 ③	合 計 ④= ②+ ③		
計						

(精算払の場合)

(単位：円)

交付決定額	確定額①	概算払受領済 額②	差引請求額 ①-②

3 振込先の金融機関、その支店名、預金の種別、口座番号及び
名義

2 請求金額の内訳

(概算払の場合)

(単位：円)

補助対象 経費区分	交付 決定 額 ②	支出費 用状況			概算払 受領済額 ⑤	差引 請求 額 ④ -⑤
		実 績額 ②	見 込額 ③	合 計 ④= ②+ ③		
計						

(精算払の場合)

(単位：円)

交付決定額	確定額①	概算払受領済 額②	差引請求額 ①-②

3 振込先の金融機関、その支店名、預金の種別、口座番号及び
名義

<p>4 概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）</p> <p>5 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等</p> <p>(1) 責任者の所属部署・職名・氏名</p> <p>(2) 担当者の所属部署・職名・氏名</p> <p>(3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）</p> <p>注1 要綱第4条第3項、第4項又は第5項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、幹事団体又は代表事業者が請求すること。</p> <p>2 補助事業者が地方公共団体の場合、補助事業者については、「住所」、「氏名又は名称」及び「代表者の職・氏名」の記載を削除し、「地方公共団体の長」の役職および氏名を記入すること。</p>	<p>4 概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）</p> <p>5 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等</p> <p>(1) 責任者の所属部署・職名・氏名</p> <p>(2) 担当者の所属部署・職名・氏名</p> <p>(3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）</p> <p>注1 要綱第4条第3項、第4項又は第5項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、幹事団体又は代表事業者が請求すること。</p> <p>2 補助事業者が地方公共団体の場合、補助事業者については、「住所」、「氏名又は名称」及び「代表者の職・氏名」の記載を削除し、「地方公共団体の長」の役職および氏名を記入すること。</p>
--	--